

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（平成21年3月31日公布、同年4月1日ほか施行）
【改正の概要】	
<p>1 個人住民税における住宅ローン特別控除の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象 <ul style="list-style-type: none"> 平成21年から平成25年までに入居した住宅（新築・増改築）に係る住宅ローン ※ 税源移譲に伴い平成11年から平成18年までに入居した住宅について住宅ローンの個人住民税の控除を行う従前の制度と一本化 ○ 控除額 <ul style="list-style-type: none"> 所得税において控除しきれなかった額 （97,500円を限度（県民税 39,000円 市町村民税 58,500円）） ○ 控除期間 <ul style="list-style-type: none"> 10年間（所得税の控除期間と同じ。） ○ 申告の有無 <ul style="list-style-type: none"> 市町への申告については、従前の制度も含めて不要 <p>2 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 所得税における土地等の長期譲渡所得の特別控除制度の創設に伴う規定の整備 (2) 先物取引の雑所得等に有価証券の譲渡所得が追加されたことに伴う規定の整備 	
施行日	原則として平成22年1月1日 （ただし、2(1)については平成22年4月1日、2(2)については平成23年1月1日）
【その他参考事項】	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人住民税における住宅ローン特別控除創設の趣旨 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活対策の一つとして「住宅投資・防災強化対策」を促進する。 ・ 所得税から住民税への税源移譲により、所得税からの控除のみでは減税効果が十分でないことから、個人住民税からも控除することにより、中低所得者に対しても十分な減税効果を及ぼす。 ・ 住宅政策は、本来国の役割であることから、県の減収分については、全額国が補填する。 	